

農地を転用するとき



農地を宅地や農業用施設用地などに転用したり、転用することを目的として農地の売買をする場合には、事前に許可（2ha以下は農業委員会、2haを超える場合は北海道知事、4haを超える場合は農林水産大臣）が必要です。なお、砂利採取や埋蔵文化財調査などで農地を一時的に使用する場合にも許可が必要となります。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会へ届出をすることで許可は必要ありません。

許可を受けなかったり、届け出せずに農地を転用すると、売買な

どの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また、罰せられることがありますのでご注意ください。

◆農業振興地域の整備に関する法律

「農業振興地域」の農用地区域内の土地では、原則として農地を農用地以外の用途に利用することができません。この土地を農業用施設としたい場合は用途変更（軽微な変更）、やむを得ない事情により宅地など農用地以外の用途に利用したい場合は農用地区域から除外（農振除外）の手続きが必要です。

農地を農用地以外の用途に利用したいと考えている人は、その農地が農用地区域内の農地かどうか確認してください。

また、相談から許可まで半年程度かかることもありますので、予定がある場合はお早めにご相談ください。

なお、必ず農振除外できるとは限りませんので、許可が下りるまで、決して事業に着手しないでください。

詳しくは幕別町役場農林課農政係（TEL 54-6605）へお問い合わせください。

「メリットいっぱい」 老後の備えは万全ですか？ 農業者年金に加入しよう！



農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が22年（87歳）、女性が27年（92歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦お二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で24万円が必要となるデータがあります。→ 月額約11万円不足！

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。